

令和7年 第4回臨時会

# 浪江町議会会議録

令和7年12月24日 開会

令和7年12月24日 閉会

浪江町議会

# 令和7年第4回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（12月24日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第109号から議案第110号の一括上程、説明	5
議案第109号の質疑、討論、採決	8
議案第110号の質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	11

浪江町告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年12月17日

浪江町長 吉田 栄光

1 日 時 令和7年12月24日（水） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

（1）令和7年度浪江町一般会計補正予算（第5号）

（2）令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

# 第 4 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

令和7年第4回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和7年12月24日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第109号 令和7年度浪江町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 4 議案第110号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君	
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸	一郎	君	
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君	
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐	々	木	茂	君	
9番	佐	々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		吉	田	栄	光	君	副	町	山	本	長	邦	一	君
副	町	成	井	長	祥	君	教	育	横	山	長	浩	志	君
総務課長兼 選挙管理委員会書記長		戸	浪	義	勝	君	企画財政課長		吉	田	厚	志	君	
農林水産課長兼 農業委員会事務局長		大	浦	龍	爾	君	住宅水道課長		金	山	信	一	君	
教育総務課長		鈴	木	清	水	君								

職務のため出席した者の職氏名

事務局長		中	野	夕	華	子	君	次		今	野	長	雄	一	君
書		岡	本	ち	り	君									

- 
- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。  
会議前ではございますが、傍聴される方に申し上げます。  
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。
- 

◎開会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。  
定足数に達しておりますので、令和7年第4回浪江町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、横字史年君、2番、佐藤勝伸君を指名します。
- 

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思えます。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りに決定しました。
- 

◎議案第109号から議案第110号の一括上程、説明

- 議長（山本幸一郎君） お諮りします。日程第3、議案第109号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第5号）から日程第4、議案第110号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第109号から日程第4、議案第110号までを一括議題とします。

日程第3、議案第109号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

議員各位におかれましては、臨時会開催しましたところ、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第109号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,685万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を452億3,423万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、まず、このたびの補正予算につきましても、今月16日に成立した国の補正予算に盛り込まれた物価高対応に係る重点支援地方創生臨時交付金の拡充分などを活用して、事業を実施するものでございます。

物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援する予算という性質上、速やかに事業に着手するため、12月定例会閉会後のタイミングではございますが、臨時会での補正予算を上程させていただくものとなっております。

それでは、事項別明細書により、予算の内容を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

まず、歳入の予算から説明いたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費国庫補助金8,868万円の増につきましては、今ほど説明をいたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

続きまして、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金2,817万5,000円の増につきましては、特に物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するための応援手当の財源となるものとなっております。

10ページをご覧ください。

ここからは歳出の説明となります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費7,363万円の増につきましては、いわゆるおこめ券を令和8年1月1日時点で住民票が浪江町にある町民全員に配布をするため、関連の予算を計上しております。1人当たり4,400円相当分の配布を想定しております。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 子育て支援事業費3,497万5,000円の増につきましては、重点支援地方交付金とは別枠で国により財源措置されております、児童手当支給対象児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当と、これに加えて、今ほど申し上げた重点支援地方交付金を財源として、町独自で5,000円を上乗せして支給するための関連予算を計上しております。

款4 衛生費、項3 上水道費、目1 上水道費825万円の増につきましては、町の水道基本料金を支払っている全ての住民、そして事業者を対象に水道基本料金を免除するための上水道事業補助金を計上しております。

6ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為でございます。

今ほど説明しました水道基本料金の減免に係る上水道事業補助金につきましては、6か月分の基本料金の免除を予定しておりますので、令和8年度にも免除の期間が及ぶことから、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第110号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第110号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、収益的収入、水道事業収益、営業収益825万を減額し、営業外収益で825万を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 補正予算説明書により、ご説明いたします。

13ページをご覧ください。

3条予算、収益的収入です。

款1 水道事業収益、項1 営業収益825万円の減は、目1 給水収益、節水道料金について、官公署を除く全契約者を対象に6か月の基本

料金免除期間のうち、令和7年度の2か月分となっております。

続きまして、項2 営業外収益825万円の増は、目2 補助金、節他会計補助金において、先ほどの水道料金の減免分として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした、町からの補助金を受けるものです。

11ページにお戻りください。

第5条、債務負担行為をご覧ください。

減免対応のため、システム改修、各月の減免設定、確認作業等について、料金システム改修事業委託として、限度額100万円を令和8年度まで設定するものです。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで全員協議会開催のため9時40分まで休議とします。

（午前 9時09分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時40分）

---

○議長（山本幸一郎君） ここで常任委員会開催のため10時10分まで休議します。

（午前 9時40分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時10分）

---

#### ◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第109号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） それでは、歳出のほうの一般管理費、補正額7,363万円、需用費6,877万5,000円についてご質問をいたします。

これ米のおこめ券のいわゆる発送を含めた中身なんですけれども、各新聞社の世論調査を見ますと、82%、8割強がこのおこめ券に対してノーではないんですが、消極的な皆さん意見を持っておられるような新聞報道がありました。

当町において、1万5,000人弱の今、人口があります。その方々が今、浪江町に住んでいる方、それと避難している方を比較します

と、避難している方が大部分であるようになっておりますけれども、当然、浪江町として、このおこめ券についてどのように議論して今までできたのか。

国のいわゆるおこめ券だけを踏襲して、町でもそういうふうに行うというふうになったのか。町でやはり町独自のいわゆるそういった物価対策を考えて中身だったのか、初めにお尋ねいたします。

○議長（山本幸一郎君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

このところのお米を含みます食料品価格の高騰は、町民生活に大きな影響を及ぼしていると認識しております。

また、当町はいまだ多くの町民が町内外、県内外に避難を余儀なくされている特殊な状況にあり、お一人お一人に一日も早く物価高騰支援を届けることが重要であると考えております。

このような中、おこめ券につきましては、流通、販売方法等の仕組みが広く確立されており、円滑に皆様へお届けできると考えておりますほか、町内の皆さんはもとより、県外におられる方であっても、お近くのスーパー等でお米等を購入できることから、今回、即効性のある食料品の物価高騰対策として実施することとしたところであります。

検討に当たりましては、プレミアム商品券につきましても協議いたしましたけれども、町外にお住まいの方にとっては、利用できる店舗が町内に限定されており、必ずしも利便性の高い食料品の支援策とは言えないものと判断したところでございます。

なお、おこめ券につきましては、お店によってはお米以外の食料品等も購入することが可能であり、お一人お一人のニーズに応じた対応が図られるものと考えているところでございます。

町内におきましては、イオンでありますとか、道の駅なみえ、一部のコンビニエンスストアなどにおいてもご利用できますことから、お一人お一人に一日も早くおこめ券が届けられるようしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） おこめ券になった理由については理解したわけなんですけど、やはり浪江町民が何を望んでいるのか、そして浪江町内に住んでいる方、今、町でも米作りが盛んに行われております。したがって、浪江町民の方々、住んでいるの方々、農家やっているの方々がおこめ券どうなのかといったときに、私は、自分で米作っているから、おこめ券は必要ではない世帯もいらっしゃるのかなとい

うふうに思います。

そういったことから、産業を考えるならば、浪江町民の基幹産業である町のやはり農業というふうなことを考えるならば、おこめ券以外のものも当然考える中身ではあったのかなというふうに私は考えております。

ただいま成井副町長から、おこめ券以外で様々な品物も買えるというふうなことでありますので、その辺は柔軟に対応できるのかなというふうなことで、納得したわけではありませんけれども、そんなふうなことで迅速なる、やはり地域住民の方々、生活、本当に困っておりますので、前倒しできるような、スケジュールよりももっと早く手元に届くようなそういった町の対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 答弁要りませんか。

○7番（紺野則夫君） はい。

○議長（山本幸一郎君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第110号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号 令和7年度浪江町水道事業会計補正予算  
(第3号)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(山本幸一郎君) 起立全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(山本幸一郎君) 以上で本臨時会に付された事件は全て終了し  
ます。

これをもって、令和7年第4回浪江町議会臨時会を閉会します。

(午前10時17分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 横 字 史 年

署 名 議 員 佐 藤 勝 伸